

# はじめて受給者証の申請をされる方へ

## ～特定医療費（指定難病）申請のご案内～

原因が不明で、治療方法が確立していない、いわゆる「難病」のうち、厚生労働大臣が定める疾病を「指定難病」といいます。

指定難病については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額に及ぶため、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づき、患者の医療費の負担軽減を目的として、認定基準を満たした方に対して、その治療に係る医療費の一部を助成しています。

現在、厚生労働大臣が定める「指定難病」は、**厚生労働省 指定難病**で検索できます。）

### 1 制度の対象となる方

(1) 厚生労働大臣が定める診断基準を満たす指定難病にり患している方（※）のうち、次のいずれかを満たしている方

- ① 厚生労働大臣が定める重症度分類を満たす方（※）
- ② 指定難病に係る治療において、申請のあった月以前の12か月以内に医療費が33,330円を超える月数が既に3か月以上ある方（軽症高額基準該当）

※（1）に該当するかどうかは、主治医にご相談ください。

- 厚生労働大臣が定める、疾病ごとの診断基準及び重症度分類は、**厚生労働省 指定難病**で検索できます。

(2) 北海道内（札幌市を除く）に居住している方  
（札幌市在住の方は各区の保健センターが窓口となります）

**難病であっても、厚生労働大臣が定める基準を満たしていない場合は助成制度の対象外ですので留意してください。**

### 2 医療費助成の対象

医療費助成制度の対象となる医療は、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療で、対象医療の範囲は次のとおりです。

医 療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診察</li> <li>・ 薬剤の支給</li> <li>・ 医学的処置、手術及びその他の治療</li> <li>・ 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護</li> <li>・ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</li> </ul>
介 護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問看護</li> <li>・ 訪問リハビリテーション</li> <li>・ 居宅療養管理指導</li> <li>・ 介護医療院サービス</li> <li>・ 介護予防訪問看護</li> <li>・ 介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>・ 介護予防居宅療養管理指導</li> </ul>

※ 指定難病の治療に係るものであっても、都道府県から指定を受けた指定医療機関で行われるもの以外は医療費助成の対象にはなりません。

### 3 申請から認定（不認定）まで

申請

必要書類一式をそろえて北海道庁地域保健課又は道立保健所へ提出してください。（旭川市、小樽市、函館市にあっては各市の保健所へ）

※ 認定された場合、医療費助成の開始日は次の①又は②のいずれか後の日からとなります。

- ①指定医が重症度分類を満たしていると診断した日（臨床調査個人票に記載された「診断年月日」）
- ②申請書類を受理した日（郵送等の場合は消印等の日）から1か月前の日。ただし、指定医が診断書の作成に期間を要したことその他のやむを得ない理由があるときは最長3か月前の日

審査

臨床調査個人票の内容は、専門医に依頼し、医学的な審査を行います。認定になるのは「1制度の対象となる方」に該当する方です。

※審査の途中で、臨床調査個人票の内容に疑義が生じた場合は、記載した医療機関へ文書により確認を行い、その回答を受けて再度審査を行います。このため、通常よりも手続きに日数がかかる場合があります。

結果通知

審査の結果、認定となった場合は医療受給者証を発行します。認定とならなかった場合（不認定）はその旨を通知する文書を交付します。

**申請から認定(不認定)までは、通常3～4か月程度かかります。  
ただし、審査の途中で臨床調査個人票の内容に疑義が生じた場合は、  
通常よりも手続きに日数がかかる場合があります。**

## 4 負担上限月額

負担上限月額（患者が1か月に負担する金額）は、患者と同じ健康保険に加入する者を同一の世帯（支給認定世帯といいます）として、支給認定世帯の市町村民税額や患者の年収により決定します。

【自己負担上限額表】

（単位：円）

階層区分	階層区分の基準		受給者証に 印字される 区分	患者負担割合：2割 (医療保険で1割、2割負担の方は変わりません)		
				自己負担上限額 (外来+入院+調剤+医療系介護サービスの費用)		
				一般	高額かつ長期 ※1	人工呼吸器等 装着者
生活保護	生活保護受給者		A0	0		
低所得Ⅰ	市町村民 税非課税 (世帯) ※2	本人年収 ～826,500円	A1	2,500		1,000
低所得Ⅱ		本人年収 826,500円超～	A2	5,000		
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上 71,000円未満		A3	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 71,000円以上 251,000円未満		A4	20,000	10,000	
上位所得	市町村民税 251,000円以上		A5	30,000	20,000	
入院時の食費				全額自己負担(生活保護は自己負担なし)		

認定された疾病にかかる医療費の支払い額が、負担上限月額まで達した時は、それ以上の自己負担はなくなります。(複数の医療機関を受診した場合も、自己負担額は合算して適用されます。)  
※なお、認定の疾病と関係のない医療費や保険適用外の費用、入院時の食事療養費や生活療養費などは医療費助成の対象とはなりません。

高額かつ長期  
(負担上限月額表  
の※1)

医療費助成が認定された方で、認定開始月以降の月ごとの医療費総額（10割の金額）が5万円を超える月が、申請月を含めた過去12か月間に6か月以上ある場合、申請を行うことで、自己負担上限額が減額される場合があります。

減額される場合の減額後自己負担額の適用日は、申請月の翌月1日からです（申請日が1日の場合は申請月から適用されます）。

## 5 申請に必要な書類

次の表の書類をご準備いただき、北海道庁地域保健課又は保健所（旭川市、小樽市、函館市にあっては各市の保健所）に提出してください。

★マークは、所定の様式があります。北海道のホームページからダウンロードできます。

申請に必要な書類	留意事項等
①申請書★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーの記入が必要です ・記載例あり</li> <li>・申請者をご家族など（患者さまご本人又は保護者以外）の場合、委任状の提出が必要ですので、申請書裏面に必ず記入してください。</li> </ul>
②臨床調査個人票 ※疾病毎に様式が違います	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日から遡って3か月以内に難病指定医が作成したもの</li> <li>・添付資料が必要な疾病があります。別添を参照してください。</li> </ul>
③世帯調書★ ※生活保護世帯の方は省略可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者と同じ健康保険加入者のマイナンバーの記入が必要です</li> <li>※被用者保険に加入している生活保護世帯の方は必要です。</li> </ul>
④世帯全員の住民票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日から遡って3か月以内に発行されたもの</li> <li>※続柄及びマイナンバーが記載されたものをご用意ください。</li> </ul>
⑤医療保険（健康保険）の資格が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰の分が必要かは次ページの表※1参照</li> <li>・次の書類のいずれか（申請時点で有効期間内のもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 健康保険証（写）※申請時点で有効期間内のもの</li> <li>イ 資格確認書または資格情報のお知らせ（写）</li> <li>ウ 被保険者資格情報（マイナポータルから印刷したもの）</li> </ul> </li> </ul>
⑥所得状況が確認できる書類  申請月の属する年度のもの（4～6月の場合は前年度）  ※生活保護世帯の方は省略可 ※源泉徴収票・確定申告書・納税証明書では受付できません。  ※役所で取る書類は市町村によって名称が異なります	<p>※1参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■市町村民税課税世帯の方（次のいずれか1つ） <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市町村民税所得課税証明書（原本）</li> <li>イ 給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書（写）</li> <li>ウ 市町村民税の税額決定・納税通知書（写）</li> </ul> </li> <li>■市町村民税非課税世帯の方（ア及び該当者のみイとウ） <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市町村民税所得（非）課税証明書（原本）</li> <li>イ 非課税収入申告書（年収 826,500 円以下の方のみ）5ページ参照</li> <li>ウ（イの添付資料）障害年金や遺族年金、特別児童扶養手当等の受給者は、前年の支給額が確認できる書類（写）</li> </ul> </li> </ul> <p>※市町村民税が課税か非課税か分からない場合は、「所得課税証明書」を提出してください。</p>
⑦同意書★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同意される場合は記入してください。</li> </ul>
その他（以下⑧から⑩は該当者のみ）	
⑧生活保護受給者であることを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の氏名・住所等が記載されている生活保護受給証明書など（医療保険に加入していない場合は、上記⑤及び⑥の書類は不要です）</li> </ul>
⑨ご自身を含め、世帯内で他に受給証をお持ちの方がいることを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定医療費（指定難病）医療受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証</li> </ul>
⑩申請疾病に係る医療費総額証明書又は領収書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽症高額該当基準（※）に該当する可能性のある方</li> <li>※指定難病の重症度分類を満たさない方で、月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が申請日以前の12か月内で3月以上ある方</li> <li>既にほかの疾患で特定医療費（指定難病）医療受給者証をお持ちの方は、お手元の「特定医療費（指定難病）自己負担上限額管理票」（過去12か月分）も御持参ください。</li> </ul>

※ 1 医療保険（健康保険）の資格が確認できる書類、所得状況の確認書類について  
 ～加入している健康保険の種別により、ご提出いただく対象者が異なります。

患者さまが加入している健康保険の種類	提出していただくもの	
	⑤医療保険(健康保険)の資格が確認できる書類	⑥市町村民税課税証明書類
国民健康保険 (退職国保を含む)	同じ国保の加入者全員 ※義務教育を修了していない者については省略可 ※患者さまが 18 歳未満で保護者が後期高齢の場合は保護者分も必要	同 左
後期高齢者医療制度	同じ住民票上で後期高齢に加入している方全員	同 左
被用者保険 患者さまご本人が被保険者の場合	患者さまご本人分のみ	同 左
被用者保険 患者さまご本人ではない方が被保険者の場合	被保険者及び患者さまご本人 ※患者ご本人の医療保険の資格情報がわかる資料で被保険者の名前を確認することができる場合、被保険者分の保険証等は省略可	被保険者（被保険者が非課税の場合、患者さまご本人分を追加）
国民健康保険組合	同じ保険の加入者全員 ※義務教育を修了していない者については省略可	同じ保険の加入者全員

**非課税収入申告書について**

市町村民税非課税世帯（4ページの「⑥所得状況が確認できる書類」により提出いただいた『全員の市町村民税課税証明書が非課税』の場合で、申請月の属する年の前年（1月から6月の場合は前々年）に障害基礎年金その他の給付金がある患者さまは、次の表の書類を提出してください。ただし、患者さまが 18 歳未満の場合は、全ての保護者分の提出が必要です。

給 付 の 種 類	提出書類
国民年金法に基づく「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」、「寡婦年金」と法改正前の国民年金法に基づく「障害年金」	年金振込通知書、年金額改定通知書、支給額変更通知書、年金証書のうちいずれか一つの写し
厚生年金保険法に基づく「障害厚生年金」、「障害手当金」、「遺族厚生年金」と法改正前の厚生年金保険法に基づく「障害年金」	
船員保険法に基づく「障害年金」、「障害手当金」と法改正前の船員保険法に基づく「障害年金」	
国家公務員共済組合法に基づく「障害共済年金」、「障害一時金」、「遺族共済年金」と法改正前の国家公務員等共済組合法に基づく「障害年金」	
地方公務員等共済組合法に基づく「障害共済年金」、「障害一時金」、「遺族共済年金」と法改正前の地方公務員等共済組合法に基づく「障害年金」	
私立学校教職員共済法に基づく「障害共済年金」、「障害一時金」、「遺族共済年金」と法改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく「障害年金」	
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち「障害共済年金」、同条第五項に規定する移行農林年金のうち「障害年金」と同法附則第二十五条第四項に規定する「特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの」	
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく「特別障害給付金」	当該給付金に係る振込通知書
労働者災害補償保険法に基づく「障害補償給付」、「障害給付」	
国家公務員災害補償法に基づく「障害補償」	
地方公務員災害補償法に基づく「障害補償」と同法に基づく条例の規定に基づく補償で「障害を支給事由とするもの」	
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく「特別児童扶養手当」、「障害児福祉手当」、「特別障害者手当」と昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による「福祉手当」	

## 6 医療費の償還払

「医療受給者証」の有効期間の開始日から医療受給者証が届くまでの間に、今回認定された疾病の治療で自己負担上限額を超えて指定医療機関で医療費をご負担されていた場合は、医療費の償還払の対象になりますので領収書等は保管しておく必要があります。

なお、受給者証の交付までの間に医療機関等を受診し、他の制度（重度心身障がい者医療費助成、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成など）を利用し医療給付を受けた場合は、原則、償還払いの対象となりません。

### 各種申請・問い合わせ先

〒070-8525 旭川市 7 条通 9 丁目 総合庁舎 4 階  
旭川市保健所 保健予防課 ところと難病支援担当  
TEL 0166-26-1111（内線 2939）

- ※ 北海道の指定医や指定医療機関の指定状況は、**北海道庁 指定医**で検索できます。
- ※ 御住所が旭川市以外の場合は、御住所地を管轄する道立保健所又は北海道庁地域保健課難病対策係（電話：011-206-6028）にお問い合わせください。ただし、御住所が小樽市、函館市の場合は各市保健所に、札幌市の方は住所地の保健センターにお問い合わせください。